

○ 銀行法施行規則第十九条の二第二項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（銀行における四半期の開示事項）</p> <p>第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（銀行における四半期の開示事項）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 単体総自己資本比率</p> <p>二 単体Tier1比率</p> <p>三 単体普通株式等Tier1比率</p> <p>四 単体における総自己資本の額</p> <p>五 単体におけるTier1資本の額</p> <p>六 単体における普通株式等Tier1資本の額</p> <p>七 単体総所要自己資本額</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p>

-
- 四|| 「略」
 - 五|| 「略」
 - 六|| 自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に
関する開示事項
 - 2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち
、自己資本の充実の状況に関する事項（連結子法人等を有しない国
際統一基準に係るものに限る。）は、前項に定めるもののほか、
次に掲げる事項とする。
 - 「一・二 略」
 - 三|| 単体レバレッジ比率に関する事項
 - 3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち
、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出す
る国際統一基準に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項
に加え、次に掲げる事項とする。
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 一|| 「略」
 - 二|| 「略」

-
- 十一|| 「同上」
 - 十二|| 「同上」
 - 「号を加える。」
 - 2 「同上」
 - 「一・二 同上」
 - 「号を加える。」
 - 3 「同上」
 - 一|| 連結総自己資本比率
 - 二|| 連結Tier 1比率
 - 三|| 連結普通株式等Tier 1比率
 - 四|| 連結における総自己資本の額
 - 五|| 連結におけるTier 1資本の額
 - 六|| 連結における普通株式等Tier 1資本の額
 - 七|| 連結総所要自己資本額
 - 八|| 「同上」
 - 九|| 「同上」
-

- 三|| [略]
- 四|| [略]
- 五|| [略]
- 六|| 自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項
- 七|| [略]
- 八|| [略]
- 九|| [略]
- 十|| 連結レバレッジ比率に関する事項
- 十一|| [略]
- 4 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第二項第三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。
- 5 第一項第二号及び第三項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有

- 十|| [同上]
- 十一|| [同上]
- 十二|| [同上]
- 「号を加える。」
- 十三|| [同上]
- 十四|| [同上]
- 十五|| [同上]
- 「号を加える。」
- 十六|| [同上]
- 4 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係る第一項第十二号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。
- 5 第一項第九号及び第三項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有

価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 〔号を削る。〕
- 二 〔号を削る。〕
- 三 〔号を削る。〕
- 四 〔号を削る。〕
- 五 〔号を削る。〕
- 六 持株自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に
関する開示事項
- 七 〔略〕

価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 〔同上〕

- 一 連結総自己資本比率
- 二 連結Tier1比率
- 三 連結普通株式等Tier1比率
- 四 連結における総自己資本の額
- 五 連結におけるTier1資本の額
- 六 連結における普通株式等Tier1資本の額
- 七 連結総所要自己資本額
- 八 〔同上〕
- 九 〔同上〕
- 十 〔同上〕
- 十一 〔同上〕
- 十二 〔同上〕
- 十三 〔号を加える。〕
- 十四 〔同上〕

八〕〔略〕

九〕〔略〕

十〕 持株レバレッジ比率に関する事項

十一〕〔略〕

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 第一項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第十条 〔略〕

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十一号により作成するものとする。

〔3・4 略〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事

十四〕〔同上〕

十五〕〔同上〕

〔号を加える。〕

十六〕〔同上〕

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第十条 〔同上〕

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第九号により作成するものとする。

〔3・4 同上〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事

項)

第十二条 「略」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

〔3・4 略〕

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 「略」

2 「略」

3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号により、それぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「略」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

〔3・4 略〕

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 「略」

2 前項第四号に掲げる事項は、別紙様式第十二号により作成するものとする。

項)

第十二条 「同上」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

〔3・4 同上〕

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 「同上」

2 「同上」

3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第九号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号によりそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「同上」

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

〔3・4 同上〕

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 「同上」

2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号により作成するものとする。

<u>(別紙様式第九号)</u> [別紙 1-1]	[別紙様式を加える。]
<u>(別紙様式第十号)</u> [別紙 1-2]	[別紙様式を加える。]
<u>(別紙様式第十一号)</u> [略]	<u>(別紙様式第九号)</u> [同左]
<u>(別紙様式第十二号)</u> [略]	<u>(別紙様式第十号)</u> [同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○ 銀行法施行規則第十九条の二第二項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した別紙様式を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号から第五号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(銀行における四半期の開示事項)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第四号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第五号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号から第三号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(銀行における四半期の開示事項)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
<p>(銀行持株会社における四半期の開示事項)</p> <p>第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項とし、その日次平均の値について、別紙様式第三号及び別紙様式第五号により作成するものとする。</p> <p><u>(別紙様式第四号)</u></p> <p>[別紙 2-1]</p> <p><u>(別紙様式第五号)</u></p> <p>[別紙 2-2]</p>	<p>(銀行持株会社における四半期の開示事項)</p> <p>第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項とし、その日次平均の値について、別紙様式第三号により作成するものとする。</p> <p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（四半期の開示事項）</p> <p>第十条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（四半期の開示事項）</p> <p>第十条 〔同上〕</p> <p>一 単体総自己資本比率</p> <p>二 単体Tier1比率</p> <p>三 単体普通出資等Tier1比率</p> <p>四 単体における総自己資本の額</p> <p>五 単体におけるTier1資本の額</p> <p>六 単体普通出資等Tier1資本の額</p> <p>七 単体総所要自己資本額</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p>

-
- 四|| [略]
 - 五|| [略]
 - 六|| 自己資本比率告示第三十一条及び第三十一条の二に規定する基準に関する開示事項
 - 2 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 「号を削る。」
 - 六|| 自己資本比率告示第十九条及び第十九条の二に規定する基準に関する開示事項
 - 七|| [略]
-

- 十一|| [同上]
 - 十二|| [同上]
 - 「号を加える。」
 - 2 [同上]
 - 一|| 連結総自己資本比率
 - 二|| 連結Tier1比率
 - 三|| 連結普通出資等Tier1比率
 - 四|| 連結における総自己資本の額
 - 五|| 連結におけるTier1資本の額
 - 六|| 連結における普通出資等Tier1資本の額
 - 七|| 連結総所要自己資本額
 - 八|| [同上]
 - 九|| [同上]
 - 十|| [同上]
 - 十一|| [同上]
 - 十二|| [同上]
 - 「号を加える。」
 - 十三|| [同上]
-

八 〔略〕

九 連結レバレッジ比率に関する事項

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

4 第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

〔別紙様式第十号〕

〔別紙 3-1〕

〔別紙様式第十一号〕

〔別紙 3-2〕

十四 〔同上〕

〔号を加える。〕

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第十二号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

〔別紙様式を加える。〕

〔別紙様式を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項
 (平成二十七年金融庁告示第八号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した別紙様式を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号から第四号までに記載する項目について、四半期の最初の業務取扱日から最終の業務取扱日までの間の各業務取扱日における値の合計を当該期間の業務取扱日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(信用金庫連合会における四半期の開示事項) 第五条 「略」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の業務取扱日から最終の業務取扱日までの間の各業務取扱日における値の合計を当該期間の業務取扱日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(信用金庫連合会における四半期の開示事項) 第五条 「同上」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>

<p><u>(別紙様式第三号)</u> [別紙 4-1]</p> <p><u>(別紙様式第四号)</u> [別紙 4-2]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	